



ステキな出会い 応援します

市では、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化対策のため、あきた結婚支援センターと連携して、出会い応援事業を行っています。

☎ 政策企画課 政策推進班 ☎30-0205
E-mail: seisaku@city.kazuno.lg.jp

- ◆申込方法 電話またはメールでお申し込みください。
- ◆申込締切 7月16日(火)



- ◆第1回コミュニケーション講座
- ◆日時 7月20日(土) 18時
- ◆場所 交流プラザ（M-17Pラザ）
- ◆内容 「個性心理学®」をもとに、自分に自信をもって異性とコミュニケーションをとれるようになる方法をお伝えします。
- ◆講師 かさいみずえ氏

募集
市塾「恋愛指南塾」の塾生を募集します

独身者を対象に、市塾「恋愛指南塾」を開講します。塾生はコミュニケーションスキルの向上を図る講座のほか、市が主催する出会いイベントに優先的に参加することができます。

- ◆出会いイベントを開催する団体や企業に対して、開催に必要な経費を助成しています。
- ◆助成額…イベントにつき上限10万円（補助率10分の10）
- ◆対象経費…イベント開催にかかる会場使用料や司会者費用、宣伝広告費など
- ◆要件…イベント参加者のうち20歳以上の独身者が10人以上、市内居住者が4分の1以上であること

応援② 出会いイベントを応援します

応援①
あきた結婚支援センターの入会登録料を全額助成します

あきた結婚支援センターは、結婚を希望する独身男女の出会いの支援のため、会員登録料によるマッチング（お見合い）、出会いイベントなどの情報提供を行っています。

本市では、あきた結婚支援センターへの入会登録料（1万円、3年間有効）を全額助成しています。入会登録時の本人負担はありません。

応援③
結婚サポーターの活動を支援します

結婚サポーターは、出会いや結婚に関するお世話やアドバイス、出会いイベントへの参加呼びかけなどをボランティアで行っています。

市では、情報交換会を開催するなどして、結婚サポーター同士のネットワークづくりを支援しています。結婚サポーターは随時募集していますので、お気軽にお問い合わせください。

あきた結婚支援センター出張センター開設日

- ◆日時 7月8日(月) 11時～16時
- ◆場所 文化の交流館コモッセ
- ◆内容 会員登録の受付、お相手検索、結婚に関する相談など
- ◆申込 完全予約制のため、利用を希望する本人が開設日の2日前までに電話で予約してください。（☎0800・800・0413）

市では、6月から「警戒レベル」を使用した避難情報の発令を運用しています

「警戒レベル4」発令地区は全員避難

「国の避難勧告等ガイドライン」の改定により、水害・土砂災害について、市が出す避難情報と、国や県、気象庁が出す防災気象情報が*5段階に整理されました。

避難情報など		防災気象情報など	
警戒レベル	避難行動など	避難情報など	警戒レベル相当情報
警戒レベル5	すでに 災害が発生 している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報（市が発令）	・氾濫発生情報 ・大雨特別警報 など
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。公的な避難場所への移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急）（市が発令）	・氾濫危険情報 ・土砂災害警戒警報 など
警戒レベル3 高齢者などは避難	避難に時間を要する方（高齢の方、障がいのある方、乳幼児）とその支援者は避難 しましょう。その他の方は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始（市が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 など
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップなどにより、自ら避難行動を確認しましょう。		・洪水注意報 ・大雨注意報 など
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。		・早期注意情報 など

警戒レベル相当情報は、国や県、気象庁などが発令するもので、自主的に避難行動をとるための参考となる情報です。

※上記の各種情報は、警戒レベル1～5の順番で発令・発表されるとは限りません。情報が急変することもあります。

マル福 ご存知ですか？ 福祉医療制度（マル福）

福祉医療制度とは、国民健康保険や社会保険などで診療を受けた際の自己負担金を市と県で助成する制度です。子どもの医療費や高齢身体障がい者・重度心身障がい者医療費、ひとり親家庭などの医療費の助成があります。

現在、有効期限が7月31日の福祉医療費受給者証をお持ちの方で、8月1日以降も引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい受給者証を郵送します。8月から新規に該当となる方や更新のために手続きが必要な方には、7月初旬に案内を郵送しますので、忘れずに市民課国保医療班または各支所で手続きをお願いします。

県外受診されるときはマル福の手続き

秋田県外の医療機関で受診されるときは受給者証を使うことができませんので、一度病院や薬局などで医療費をお支払いください。その後、市民課国保医療班または各支所で申請手続きを行うことで、福祉医療費助成金が振り込まれます。なお、入院時の食事代など、助成対象外の場合もあります。

◆福祉医療制度の対象者

対象者	対象期間など	手続きに必要なもの
乳幼児、小・中学生、高校生	18歳になった年の年度末まで（所得制限あり）	対象者の保険証、認め印、父母の*所得課税証明書
ひとり親家庭などの子ども		対象者の保険証、認め印、遺族年金証書または児童扶養手当証書、父または母および扶養義務者の*所得課税証明書
65歳以上で身体障害者手帳4級～6級をお持ちの方	社会保険本人は対象外（社会保険本人以外は、所得制限あり）	対象者の保険証、認め印、身体障害者手帳または療育手帳A、所得制限ありに該当する方は所得制限対象者の*所得課税証明書
身体障害者手帳1級～3級または療育手帳Aをお持ちの方	社会保険本人は所得制限あり（社会保険本人以外は、所得制限なし）	

※市で所得の状況が確認できれば提出は不要です。

◆申請に必要なもの 領収書、認め印、保険証、受給者証、通帳など振込先が確認できるもの

保険証が変わった時は届け出が必要

受給者証をお持ちの方で、健康保険証が変更になった場合は届け出が必要です。社保から社保への変更であっても市民課国保医療班または各支所で手続きを行ってください。

☎ 市民課 国保医療班
☎30・0222